

第 3 章 町民の役割と責任

第 8 条（自立と自律） おいらせ町民は、まちづくりの主体者として、自立の精神に則り、自ら解決できる問題は自ら解決しなければなりません。

2 おいらせ町民は、自律の精神に則り、自らの発言と行動に責任を持たなければなりません。

第 9 条（まちづくりへの参加） おいらせ町民には、地域活動、公益活動、ボランティア活動など自主的な活動により、暮らしやすい地域社会をつくる役割があります。

第 10 条（行政、議会との協働） おいらせ町民には、行政と議会について学び、理解することにより、暮らしやすい地域社会をつくる役割があります。

2 町民には、町民、行政、または議会と協働でまちをつくる役割があります。

第 11 条（互いの権利を守る責任） おいらせ町民は、お互いに協力して子どもを守り育て、障がい者、お年寄りなど手助けを必要としている町民を思いやり、町民の幸福を実現するために努力しなければなりません。

第 12 条（ふるさとを守り伝える責任） おいらせ町民は、ふるさとの歴史と文化を次代に伝えるために努力しなければなりません。

2 また、おいらせ町民は身の回りの環境汚染を防ぎ、豊かな自然環境と美しい地球を次代に引き継ぐために努力しなければなりません。